## 議案第23号

多可町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設 の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例 の制定について

多可町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

平成27年3月3日提出

多可町長 戸田善規

多可町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例

 平成
 年
 月
 日

 条例第
 号

多可町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例(平成25年多可町条例第14号)の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに第115条の12第2項第1号」を「、第115条の12第2項第1号並びに第115条の22第2項第1号」に、「並びに指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する申請者」を「、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する申請者並びに指定介護予防支援事業者の指定に関する申請者」に改める。

第3条ただし書中「次条」の次に「及び第5条」を加える。 本則に次の1条を加える。

(指定介護予防支援事業者の指定に関する申請者)

第5条 法第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、暴力 団排除条例第2条第2号及び第3号に規定する者が法人の役員である場合は、この 限りでない。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

多可町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例 新旧対照表

(下線は、改正部分) 行 現 改 Æ

(趣旨)

2第1項及び第4項第1号並びに第115条の12第2項第1号の規定に基づき、指定地域密 着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員及び指定地域密着型サービス事業者の指 定に関する申請者並びに指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する申請者 を定めるものとする。

(指定地域密着型サービス事業者の指定に関する申請者)

第3条 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、多可町暴 力団排除条例(平成24年多可町条例第34号。以下「暴力団排除条例」という。) 第2条 第2号及び第3号に規定する者が法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又 はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問 わず、当該法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同 等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。次条において同じ。) である場合 は、この限りでない。

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第78条の | 第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第78条の 2第1項及び第4項第1号、第115条の12第2項第1号並びに第115条の22第2項第1号 の規定に基づき、指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員及び指定地 域密着型サービス事業者の指定に関する申請者、指定地域密着型介護予防サービス事業 者の指定に関する申請者並びに指定介護予防支援事業者の指定に関する申請者を定める ものとする。

(指定地域密着型サービス事業者の指定に関する申請者)

第3条 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、多可町暴 力団排除条例(平成24年多可町条例第34号。以下「暴力団排除条例」という。) 第2条 第2号及び第3号に規定する者が法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又 はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問 わず、当該法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同 等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。次条及び第5条において同じ。) である場合は、この限りでない。

(指定介護予防支援事業者の指定に関する申請者)

**第5条** 法第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、暴力団排 除条例第2条第2号及び第3号に規定する者が法人の役員である場合は、この限りでな V /